主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、違憲(三一条、三二条、三七条一、二項違反)をいうが、 大阪地方裁判所第一〇刑事部の示した本件審理方式には、弁護士でない請求人らに も等しく記録の閲覧謄写を認め、証拠調べに際し、請求人でもない事務局員二名の 立会を認め、また、五四名にもおよぶ多数の請求人の立会質問を許しているなどの 点において、行き過ぎと見られる措置のあることが認められるところ、その審理方 式自体からは、直ちに、同刑事部裁判官らが、本件付審判請求事件につき不公平な 裁判をする虞れがあるとは認められないから、所論違憲の主張はその前提を欠き、 適法な抗告の理由にあたらない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一一月一六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武		Ξ
裁判官	岩	田			誠
裁判官	大	隅	健	_	郎
裁判官	藤	林	益		Ξ
裁判官	岸		盛		_